

公 募 公 告

令和 7 年度「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称
令和 7 年度「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務
- (2) 公告業務の内容
別添「広報媒体の広報・利用促進事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 委託契約期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
- (4) 委託契約金額の上限
3, 7 8 2, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む。）

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

ウ 参加資格認定の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。

エ 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

オ 国税および地方税を滞納していない者であること。

カ 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支社もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的

に關与している者

- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または關与している者
- ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有している者

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年6月10日(火)午後5時(必着)で、電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出先

9の問い合わせ先に提出すること

(4) 参加申込書の提出書類

- ア 「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務企画提案参加申込書(様式1)
- イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し
- ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意)
- エ 県税(地方消費税以外)および消費税の納税証明書
(2か月以内に取得したもの)
 - ・県税事務所が発行する、県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
 - ・税務署が発行する納税証明書(その3の3)
 - (※)国税の納税証明書については、オンライン請求可能
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
 - ・過去に実施した同種または類似業務の実績(様式は任意。業務名、発注機関名、契約年月を記載すること)

(5) 参加資格審査の結果通知

上記(3)により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかのチェックを行い、その結果を令和7年6月11日(水)までに、様式1担当者連絡先電子メール宛てに連絡する。

(6) 参加資格を受けられなかったものに対する理由の説明

参加資格の認定を受けられなかった参加希望者は、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和7年6月13日(金)午後5時までに説明を求める旨を記載したPDFを電子メールにより、申請書提出先に提出しなければならない。提出があった場合、県は、説明を求めた者に対して、令和7年6月17日(火)までに電子メールにより回答する。

3 公告業務に関する資料の交付

(1) 交付方法

福井県総務部知事公室広報広聴課のホームページからダウンロード

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kouho/index.html>)

(2) 交付期間

令和7年6月10日（火）午後5時まで

4 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問書（様式2）により、令和7年6月10日（火）午前12時までに電子メールで提出すること。電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。

(2) 提出先

9の問い合わせ先に同じ

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して、令和7年6月12日（木）までに電子メールにより回答する。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

「広報媒体の広報・利用促進事業」委託業務仕様書を熟読し、次に掲げる事項を記載した企画提案書（電子データ PDF形式）

ア 企画提案の基本方針

イ 提案内容

ウ 経費

エ 実施体制

企画書の作成にあたり、県から昨年度の事業実施結果（応募件数、参加者の属性等）を提供するので、希望者は令和7年6月17日（火）午後5時までに電子メールで申し出ること。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話により着信の確認を行うこと。

(3) 提出先

9の問い合わせ先に同じ

(4) 提出期限

令和7年6月17日（火）午後5時必着

(5) プロポーザル審査会参加に際しての注意事項

ア 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となることがある。

- ① 「6 委託先候補者の選定等」における審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ 選定委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
イ 著作権・特許権等

提出物の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

また、決定した制作物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作権者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザル審査会参加者は、複数の提案書を提出しないこと。

エ 提出物の変更の禁止

提出期限後の提出物の変更、差し替えもしくは再提出しないこと。

オ 返却等

提出物は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書や動画データの作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

キ その他

- ① プロポーザル審査会参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等を提出しない場合は、辞退したものとする。
- ② プロポーザル審査会参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ④ 提出物に不足がある場合、企画提案の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき書類の添付漏れ等）にあっては、その補正を認めるが、企画提案書等の記載事項の変更、差し替えもしくは再提出など、当該範囲を超えるものにあっては、その補正を認めない。
- ⑤ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出等を求めることがある。

（6）見積書作成に当たっての注意事項

ア 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とする。

イ 消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

ウ 見積書の提案上限金額は、3,782,000円（消費税および地方消費税を含む。）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

エ 見積書のあて先は、福井県知事とすること

オ 見積書には、事業に要する経費の内訳および単価、数量等を明示して具体的に記載、または、別紙で添付すること。

6 委託先候補者の選定等

(1) 企画提案の審査

提出された企画提案書の内容について、企画提案審査会において総合的に審査したうえで、委託候補者を1者選定する。

【企画提案審査会（予定）】

日程：令和7年6月24日（火）午前

※日時、場所等詳細については、追って連絡する。

(2) 審査方法

企画提案書等の内容（全体：事業の趣旨・目的の理解度、実現性 各項目：的確性、効果、独創性、経費等）について、公正な審査を行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。
なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

7 契約の締結

福井県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

8 その他

この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

9 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県総務部知事公室広報広聴課 広報グループ

（担当：高野）

電話：0776-20-0220

メール：kouhoukoucho@pref.fukui.lg.jp

（土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで）